

「献上桃の郷」桑折町 新型コロナウイルス対策 町内事業者向け支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業継続に支障が生じている町内事業者に対して、企業活動の継続及び雇用維持のための4種類の支援金給付事業を実施いたします。

事業継続支援金（一律8万円給付）

対象者（主な要件）

- ① 令和3年7月1日時点で町内に事業所を有している小規模事業者（農業・林業除く）

※1 小規模事業者（個人事業主を含む）の範囲

業種（農業・林業除く）	常時使用する従業員
製造業・建設業・運輸業・その他	20人以下
卸売業・サービス業・小売業	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下

- ② 新型コロナウイルスの影響によりひと月の売上が30%以上減少していること

※2 令和3年4月～9月のいずれか1か月の売上高と前年または前々年同期（比較対象月）の売上高を比較し売上減少率が30%以上であること。創業後1年未満で、前年同月の売上高がない方へは緩和要件があります。詳しくはお問い合わせください。



比較対象月を含む決算期の総売上が1千万円以上の下記対象事業者は、一律8万円とあわせて下記別枠の給付金が受けられます。

飲食店支援金

食品衛生法に基づく営業許可を受けている町内飲食店事業者

総売上高に応じて給付額が変わります。

4,000万円以上 100万円給付
2,000万円以上 60万円給付
1,000万円以上 30万円給付

酒類納入事業者支援金

町内に酒類販売場を有し町内飲食店に直接的かつ反復継続的に酒類を納入している事業者

一律50万円給付

公共交通支援金

町内にバス事業またはタクシー事業を営む事業所を有している事業者

業種に応じて給付額が変わります。

バス事業者 100万円給付
タクシー事業者 20万円給付

★その他要件等がありますので、詳しくは町ホームページをご覧ください、桑折町産業振興課商工観光推進室または桑折町商工会までお問い合わせください。

申請書配付場所 ▶ ①町ホームページからダウンロード
②桑折町産業振興課商工観光推進室
③桑折町商工会

申請期間 ▶ 令和3年10月1日(金)から
令和3年11月12日(金)まで

申請書提出場所 ▶ 郵送の場合
〒969-1692
桑折町大字谷地字道下22-7
桑折町産業振興課商工観光推進室 宛

お問い合わせ ▶ 桑折町産業振興課 582-2126
商工観光推進室
桑折町商工会 582-2474

持参の場合
・桑折町産業振興課商工観光推進室
・桑折町商工会

詳細はこちら ▶

町公式HP

